

介護施設等による留学生受入れ支援事業実施要綱

5 福祉高介第 1150 号

令和 6 年 3 月 13 日

1 目的

本事業は、介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して支給する学費等の一部を助成することにより、介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

3 実施方法

都は、次の要件を満たす法人に本事業の一部を委託して実施することができる。

- (1) 介護保険サービス全般について、幅広い知識・情報を備えていること。
- (2) 福祉保健医療を担う人材育成に関する豊富な知識・ノウハウを有していること。

4 事業内容

都は、事業所が日本語学校に在学する留学生及び介護福祉士養成施設に在学する留学生を雇用し、学費等を支給する場合に、支給に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。

5 事業実施に当たっての留意事項

上記 3 の規定により都が本事業を委託した場合は、都と本事業の受託者は、緊密な連携を図りながら本事業を実施するものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。